

第12回宮川プロジェクト会議

(水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のためのプロジェクト会議)

日時：平成20年9月30日(火) 10時から

場所：議事堂 6階 603会議室

1 宮川プロジェクト会議報告書(案)について

2 その他

資料1

正副座長案

水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のための
プロジェクト会議（宮川プロジェクト会議）報告書

平成20年9月

はじめに

県・企業庁は、企業庁の実施している水力発電事業の譲渡交渉先を中部電力株式会社に決定し、平成22年3月末の譲渡を目標に交渉を進めている。

水力発電事業の民間譲渡については、平成18年3月に、三重県議会が知事に「三重県企業庁事業の民営化に向けた提言」を提出した。この提言を受けて、平成19年2月に知事は「水力発電事業については、既に電力会社も実施しており、民間譲渡した場合でも事業の継続が期待できることから判断すると、民間譲渡が最初の選択肢となる。」という内容の「企業庁のあり方に関する基本的方向」を提示した。

県・企業庁が管理するダムは、発電事業の水源を確保する以外にも、治水、かんがい補給、工業用水の確保といった多面的な機能を有しており、長年にわたり地域の発展のために、公益的な役割を担ってきた。

このため、譲渡にあたっては、県・企業庁が担ってきた治水、利水などの地域貢献の取組が、民間譲渡後も継続されるようにするとともに、この際解決すべき地域課題は、譲渡前に解決しておく必要がある。

三重県議会では、平成19年10月に流域関係議員を中心に「宮川プロジェクト会議」を立ち上げ、民間譲渡にあたって、宮川流域の地域課題についての勉強会を行い、平成19年12月には、広く県民の視点に立って議論を深めていくために、三重県議会基本条例第14条に基づく検討会として「水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のためのプロジェクト会議（以下、「宮川プロジェクト会議」という。）」を設置した。

宮川プロジェクト会議では、10回にわたる会議を開催し、調査検討を重ね、このたびその結果を報告書にまとめた。

1 水力発電事業の民間譲渡に至った経緯

三重県議会は、議長の私的諮問機関として有識者、議員による「三重県議会公営企業事業の民営化検討委員会」を設置し、平成18年2月に「発電事業については、基本的には民間が実施している事業であり、歴史的経緯および利水、治水の附帯事業であることから、将来的に公共が直営する必要性に乏しいと考えられ、民間に事業譲渡することが適切であると考えられる。」という内容の報告書が提出された。

この報告を受けて、平成18年3月23日に議会から知事へ「三重県企業庁事業の民営化に向けた提言」が提出され、「企業庁の在り方をゼロベースで見直し、民営化手法の検討プロセスを適用し、県民主役の公営企業事業の改革案を地方公営企業設置者である知事が取りまとめ県民へ提示すべきと考える。」という内容の提言を行った。

議会からの提言を受けて、平成19年2月14日に開催された第1回県議会定例会全員協議会において、公営企業の設置者として、知事が「水力発電事業については、既に電力会社も実施しており、民間譲渡した場合でも事業の継続が期待できることから判断すると、民間譲渡が最初の選択肢となる。譲渡条件としては、適正な譲渡価格の設定に加え、全ての発電所が継続して運営されること、地域貢献の取組が継続されることを条件の基本としながら、総合的な視点で検討を行う。」という内容の「企業庁のあり方に関する基本的方向について」を提示した。

平成19年9月11日に県・企業庁は、水力発電事業の譲渡交渉先を中部電力株式会社に決め、譲渡時期を企業庁が締結している「三重県営発電所の電力受給に関する基本契約書」（平成7年11月1日締結）の契約期間満了日である平成22年3月31日を目標とすることを各派代表者会議に報告した。

平成19年9月21日に、県は企業庁の水力発電事業の譲渡先として中部電力株式会社に譲渡の受入の検討を申し入れた。

2 宮川プロジェクト会議の設置に至る経緯

宮川流域の住民は、宮川の水の恩恵を受けながら生活を続けている。三重県では、平成9年度から総合行政、流域圏づくりのモデル事業として、住民、企業、行政が協働して、日本一の清流をめざす「宮川流域ルネッサンス事業」が始まり、川とともに育まれてきた歴史・文化を継承発展させ、自然環境と調和した魅力ある流域づくりが進められてきた。

一方、県・企業庁が管理するダムは、発電事業の水源を確保する以外にも、治水、かんがい補給、工業用水の確保といった多面的な機能を有しており、

長年にわたり地域の発展のために、公益的な役割を担ってきた。さらに、事業者である企業庁は森林の環境保全や魚道の運用、三浦湾漁場環境の保全など地域に貢献する取組を行ってきた。

このたび、水力発電事業が民間譲渡されるにあたり、これら公益的な機能が確保され、地域貢献の取組が継続されることは、流域の関係市町、民間団体、流域関係者にとって不可欠なことである。

三重県議会は、水力発電事業の民間譲渡にあたり、県・企業庁が担ってきた治水、利水などの地域貢献の取組が、民間譲渡後も継続されるようにするとともに、この際解決すべき地域課題は、譲渡前に解決しておく必要があることから、平成19年12月7日に三重県議会基本条例第14条に基づき「水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のためのプロジェクト会議（宮川プロジェクト会議）」を設置した。

3 宮川プロジェクト会議での検討の経緯

宮川プロジェクト会議では、県・企業庁から水力発電事業の現状、地域貢献、譲渡協議の進捗状況について説明を受け、質疑を行った（第2回）。

その後、宮川流域ルネッサンス事業における流量回復について、元宮川流域ルネッサンス委員会水部会会長を参考人招致し、説明を受けた他、地元市町長や、宮川流域案内人を参考人招致し、意見交換を行った（第3回～第5回）。

また、三瀬谷発電所等の現地調査を行った（第5回）。

さらに、水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題における県の対応について3回にわたり、県・企業庁から説明を受け、集中的に質疑を行った（第6回～第8回）。

以上の調査検討を踏まえ、重要課題である「宮川の流量回復」などについて、委員間協議を行い、これら諸課題の解決に向けて、知事への提言を内容とする本報告書をまとめた（第9回～第10回。なお、会議の開催状況についてはP9～P10参照）。

4 提言

宮川プロジェクト会議での調査検討の結果を踏まえ、このたび、知事に対し次のとおり提言する。

(1) 宮川の流量回復について

- ① 「宮川ダム直下 $0.5\text{m}^3/\text{s}$ 、粟生頭首工直下 $3\text{m}^3/\text{s}$ 」を当面の回復目標として、譲渡に際しての条件とすることについて

議会として、宮川ダムからの $0.5\text{m}^3/\text{s}$ の常時放流を譲渡後も継続するとともに、当面の目標である「粟生頭首工直下 $3\text{m}^3/\text{s}$ 」を譲渡条件とすることを尊重する。

ただし、「粟生頭首工直下 $3\text{m}^3/\text{s}$ 」の目標を実現するためには、宮川ダムの放流に頼るだけでなく、県、市町、民間企業、流域関係者など多様な主体による森林整備をさらに推進し、森林の水源涵養機能の強化を図るとともに、渇水期においては、発電事業者や農業者などの利水関係者の互譲の精神による運用について調整を行うこと。また、宮川の自然環境や生態系の保全のために、地域住民や団体など多様な主体とともに環境保全活動などの取組を進めること。

- ② 将来、更なる流量回復を図る場合について

将来、当面の目標である「宮川ダム直下 $0.5\text{m}^3/\text{s}$ 、粟生頭首工直下 $3\text{m}^3/\text{s}$ 」が実現された後に、宮川の自然環境や生態系の一層の保全に努め、更なる流量回復（※）を図ることや、季節の水需要に応じた弾力的な水量調整を行うことも検討されるべきである。このため、県庁内に部局横断的な組織を設置した上で、関係する市町や団体、譲渡先の企業とも連携、調整しながら、宮川の流量回復の取組の成果を継続的に検証するとともに、上記1ただし書きに掲げた取組を長期的な視点で進めること。

※ 宮川流域ルネッサンス委員会 水部会報告（平成12年3月17日）

宮川流域ルネッサンス委員会水部会は報告の中で、宮川の再現渇水流量「宮川ダム直下 $2.0\text{m}^3/\text{s}$ 、粟生頭首工直下 $5.0\text{m}^3/\text{s}$ 」（再現流量のなかで年間355日を下回らない流量）を目標として段階的に回復していくことが求められるとした。

注 再現流量

宮川にダムや取水堰が何もなかったとした時のダム流入量から試算した流量

(2) 宮川流域諸課題解決のため知事に求める対応について

県・企業庁がこれまで地域の安全や産業の発展のために担ってきた治水、利水、環境保全といった公益的な機能や、事業者である企業庁の実施してきた森林の環境保全や魚道の運用、三浦湾漁場環境の保全などの地域に貢献する取組が、譲渡後も継続されることが必要である。

このため、上記4(1)②で提言した部局横断的な組織において、県・企業庁が第7回宮川プロジェクト会議で示した別紙「地域貢献等に対する譲渡交渉先との協議状況と県の考え方」(P6～P7)のうち、項目2「治水機能の確保」から項目9「三瀬谷ダム・宮川ダム関連施設」について、譲渡先の企業、関係する市町、団体等と協議、調整を行い、着実に実行されるよう努めること。

また、同組織は民間譲渡後も宮川流域の地域づくりや産業振興も含めた幅広い視点から、地域に貢献する様々な取組を、流域関係者ととともに進める役割を担っていくこと。

地域貢献等に対する譲渡交渉先との協議状況と県の考え方

項目	企業庁の取組内容	協議状況	県の考え方
1	宮川の流量回復	<p>流域環境の保全のため、宮川ルネッサンス事業が取り組む宮川の流量回復に対して、県機関の一員として協力しており、宮川ダムから河川維持放流量（毎秒0.37m³）に加えて、発電用貯留水から毎秒0.13m³を上乗せして放流しています。</p>	<p>○流量回復については、宮川ルネッサンス事業の趣旨を説明し、現在の毎秒0.5m³を継続することを要請しています。</p> <p>○また、流域関係者からの流量回復への要望が強いことを説明していますが、今後の流量回復について県の考え方を示す必要があります。</p> <p>○別紙のとおり (P8)</p>
2	①宮川ダムにおける事前放流等	<p>宮川ダムでは、台風や集中豪雨等により多量の降雨が予想され、治水上必要と判断される場合には、発電容量を弾力的に運用して洪水調整機能を向上させるため事前放流を平成17年度より行うこととし、県土整備部と覚書を交わしています。</p> <p>また、三瀬谷ダムでは、降雨が予測される場合や宮川ダム放流が行われる場合は、事前に発電放流を行ってダム水位を下げ、ダム流入量の増加に対応する容量を確保する運用を行っています。</p>	<p>○宮川ダムにおける事前放流については、平成17年に約定された覚書などが継承されるよう協議を進めています。</p> <p>○出水時等の三瀬谷ダムの運用について継承されるよう協議を進めています。</p> <p>○宮川ダムにおける事前放流について、覚書の内容を引継いでいきます。</p> <p>○出水時等の三瀬谷ダムの運用について引継いでいきます。</p>
	②宮川ダムから三浦湾への緊急放流	<p>宮川ダムから三浦湾への緊急放流については、昭和56年の漁協との申し合わせ書により、その都度打ち合わせる事となっていますが、実際の運用方法等については定められていない状況です。</p>	<p>○地域要望として説明しているところです。</p> <p>○災害時などの緊急時に三浦湾に放流することについて、関係者との協議を行っていきます。</p>
	③宮川本川及び支流の川床及びダム湖の堆積土砂の浚渫	<p>三瀬谷ダム湖内について、砂利採取制度を活用した堆積土砂の撤去に取組んでいます。</p>	<p>○企業庁の取組について説明をしています。</p> <p>■宮川本川及び支流における取組 宮川上流部での堆積土砂については緊急に撤去すべき区間において土砂撤去を進めるとともに、砂利採取組合による採取を特例的に認めることで治水安全度の向上に努めています。 また平成19年度から、緊急河川改修事業を県民しあわせプランの重点事業として位置づけており、4年計画で重点的に土砂撤去を進めていきます。</p>
3	三瀬谷ダム	<p>三瀬谷ダムの設置目的として農業用水の確保は含まれていませんが、渇水時には、ダムに貯留した水を農業用水の必要量に合わせて発電放流し、下流の農業用水の安定的な取水を可能にしています。</p>	<p>○かんがい用水については、宮川ダム建設時や三瀬谷ダム建設時に締結された協定などが継承されるよう協議を進めています。</p> <p>○なお、宮川ダムの不特定かんがい容量750万トンからの補給でも不足する場合は、国土交通省が主催する宮川渇水調整協議会によって、互譲の精神に基づく、公平公正な調整が行われることについて、説明を行っています。</p> <p>○かんがい補給に関して、企業庁の取組内容を引継いでいきます。</p> <p>○このため、宮川ダム建設時や三瀬谷ダム建設時に締結された協定、及び、宮川渇水調整協議会の調整などに基づくダムや発電の運用について説明を進めていきます。</p>
	宮川ダム	<p>宮川ダムには、灌漑用水として年間750万立方メートルが確保されていますが、渇水年には不足することがある。平成17年度の渇水では、河川管理者による渇水調整を経て、発電用貯留水約500万立方メートルを融通することで下流の渇水被害を軽減しました。平成19年度も同様に約750万立方メートルを融通しています。</p>	<p>○南伊勢工業用水道事業を廃止し、三瀬谷ダムを発電100%（建設改良費、管理費を発電が全額負担）のダムとした上で譲渡します。</p> <p>○このため、事業廃止について、中南勢工業用水建設促進協議会の理解を得ていきます。また、工業用水の需要が発生した場合の代替水源について、市町と連携し、蓮ダムの未利用水や地下水の活用、南勢志摩水道用水供給事業による給水等も含めて検討を行います。</p>
4	三瀬谷ダムの工業用水	<p>三瀬谷ダムは、中南勢開発事業において、電気事業及び工業用水道事業に供するために建設されましたが、南伊勢工業用水道事業については事業が開始されていないことから、ダム管理費用は電気事業が負担しています。</p>	<p>○南伊勢工業用水道については、事業を廃止する方針を示し、発電100%（建設改良費、管理費を発電が全額負担）のダムとした上で譲渡する旨を協議しているところです。</p>

項目	企業庁の取組内容	協議状況	県の考え方
5 森林環境の 保全	平成13年度から森林環境創造事業として宮川ダム上流部等の森林を整備する事業を実施しており、水源林の恩恵を受ける電気事業としても費用の一部を負担し協力しています。 (企業庁の19年度実績額：約26百万円)	○森林環境創造事業についての説明を行っていますが、民間の発電事業者の負担方法などの課題整理が必要となっています。	○宮川ダム上流部等の森林環境創造事業について、企業庁の取組内容を引継いでいきます。 ○このため、負担方法など必要な課題解決を進めていきます。
6 魚道の 整備	滝原えん堤には、昭和29年の建設当時に魚道が整備されています。 しかしながら、魚道の有効性について疑問があるとして、魚道改修の要望があります。	○地域要望として説明しているところです。	○魚道の有効性について確認を行うため、本年度の鮎遡上期において、遡上調査及び構造調査を実施しています。 ○調査結果により、有効性に問題がある場合は、対応策を講じていきます。
	三瀬谷ダム 三瀬谷ダム建設時の覚書により、稚鮎放流経費を電気事業が負担しています。 平成19年度実績額：約14百万円 各魚種の生態系回復のため、三瀬谷ダムでの魚道整備の要望があります。	○稚鮎放流に対する経費負担について、三瀬谷ダム建設時に締結された覚書が継承されるよう協議を進めています。	○三瀬谷ダム(堤高39m)については、河川安全面の問題や建設費用の課題等から、魚道設置は困難です。 ○稚鮎放流に対する経費負担について、企業庁の取組内容を引継いでいきます。
7 三浦湾漁場環境の 保全(濁水調整)	主力発電所である宮川第一、第二発電所については、放水先である三浦湾の漁業関係者の同意なしでは運用が困難であり、濁水時は発電を停止するなど漁場環境保全のため、きめ細かな対応を行っています。	○過去の濁水による発電停止実績、協定に基づく漁協との関係などについて、詳細を説明しています。	○宮川第一、第二発電所の濁水調整に関して、企業庁の取組内容を引継いでいきます。
8 三瀬谷ダムの流木 除去	三瀬谷ダムでは、出水時に多くの流木等が漂着するため、これを引揚げた上で適切に処理をしています。 ・平成19年度実績額：約13百万円 (流木の量は1,076m ³)	○三瀬谷ダムの流木除去については、企業庁の取組内容が継承されるよう協議を進めています。	○三瀬谷ダムの流木除去について、企業庁の取組内容を引継いでいきます。
9 三瀬谷ダム・ 宮川ダム 関連施設	三瀬谷ダム湖の漕艇場 県内唯一の公認漕艇場として、各種ポート大会、地元高校等のクラブ活動等に活用されています。	○三瀬谷ダムの湖面使用について、平成18年に締結された協定書などが継承されるよう協議を進めています。	○三瀬谷ダムの湖面使用について、協定書の内容を引継いでいきます。
	三瀬谷ダム周辺のレクリエーション施設 [始神さくら広場、山崎中森林公園]の用地	○譲渡する企業庁用地の範囲について協議を行っています。	○地元自治体等が利用している企業庁用地は、水力発電事業には直接必要なものではないため、譲渡資産から除外し、事業譲渡後も、引き続き使用できるよう、適切な処分が行える方向で検討していきます。
	三瀬谷ダム堰堤の自動車通行	○三瀬谷ダム堰堤の自動車通行について、継承されるよう協議を進めています。	○三瀬谷ダム堰堤上が、引き続き、自動車通行が可能な地域住民の生活道路として利用できるよう、引継いでいきます。
	震災対策用施設	○非常用浄水器等の防災設備が引き続き利用できるよう、課題の整理を行っています。	○非常用浄水器等の防災設備について、地域住民が継続的に利用できるようにします。 ○このため、関係者との協議を進めていきます。

流量回復についての基本姿勢 (案)

1. 流量回復についての基本姿勢

- ① 県として、流量回復を図っていくため、必要な森林整備を進めるとともに、森林整備への多様な主体の参画を促進し、森林の水源涵養機能等の強化を進める。また、水利用の更なる合理化を進めるなど、流域全体での取組として引き続き進める。
- ② 流量回復の実現に向けては、流域全体の公平な負担により実現を目指すという原則のもと、流域関係者間で、その実現に向けての具体的な方策、費用負担のあり方などが議論され、合意形成されるよう、県が主体的に関与していく。

2. 水力発電事業の譲渡に際しての対応

- ① 宮川ダムからの河川維持放流量 $0.37 \text{ m}^3/\text{s}$ に加えて企業庁の発電用貯留水からの $0.13 \text{ m}^3/\text{s}$ の上乗せにより実現した宮川ダムからの $0.5 \text{ m}^3/\text{s}$ の常時放流が、譲渡後も継続されることを譲渡に際しての条件とする。
- ② 県として流域に提示した当面の回復目標である「粟生頭首工直下 $3 \text{ m}^3/\text{s}$ 」については、以下の内容を譲渡に際しての条件とする。
 - 粟生頭首工直下で $3 \text{ m}^3/\text{s}$ を下回る場合に、宮川ダムから年間 $1,000$ 万 m^3 を限度として放流すること。
 - これに伴う減電補償やダムアロケーションの変更は行なわない。但し、将来、更なる流量回復の水源を発電に求める場合には、所要の減電補償やダムアロケーションの変更を、上記基本姿勢に基づき行うものとする。なお、その際の発電側との協議は県が主体的に行う。

なお、粟生頭首工直下 $3 \text{ m}^3/\text{s}$ の実現に向けての運用ルールを定めるため、関係利水者等の理解を求めていく。

宮川プロジェクト会議の検討の経緯

本会議で検討会の設置決議

平成19年12月7日

- ・議会基本条例第14条第1項の規定に基づく検討会として設置

第1回 平成19年12月20日

- ・役員を選出、今後の進め方について

第2回 平成20年1月22日

- ・水力発電事業の現状、地域貢献、譲渡協議の進捗状況等について
政策部、県土整備部、企業庁からの説明、質疑応答

第3回 平成20年2月18日

- ・宮川流域ルネッサンス事業における流量回復の取組について
宮川流域ルネッサンス事業の流量回復について参考人からの説明
政策部、農水商工部、県土整備部、企業庁からの説明、質疑応答

第4回 平成20年4月18日

- ・水力発電事業の民間譲渡について
森下隆生伊勢市長、尾上武義大台町長、奥山始郎紀北町長からの聴き取り

第5回 平成20年5月20日

- ・宮川における流量回復について
宮川流域案内人からの聴き取り
長発電所滝原取水堰堤、長ヶ逆調整池、三瀬谷発電所の現地調査

第6回 平成20年6月9日

- ・水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題における県の対応について
政策部、企業庁等からの説明、質疑応答

第7回 平成20年6月18日

- ・水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題における県の対応について
政策部、企業庁からの説明、質疑応答

第8回 平成20年6月25日

- ・水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題における県の対応について

政策部、環境森林部、農水商工部、県土整備部、企業庁からの説明、
質疑応答

第9回 平成20年7月17日

- ・宮川の流量回復について（委員間討議）

第10回 平成20年8月18日

- ・宮川の流量回復について（委員間討議）

第11回 平成20年9月17日

- ・宮川の流量回復についての提言
- ・三瀬谷ダムの工業用水確保について（委員間討議）

第12回 平成20年9月30日

全員協議会 平成20年 月 日

提言の提示・説明、議員間討議

水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のためのプロジェクト会議
 (宮川プロジェクト会議) 委員名簿

平成20年9月現在

役職 (会派名)	委 員 名
座長 (新政みえ)	中 村 進 一
副座長 (自民・無所属議員団)	青 木 謙 順
委員 (新政みえ)	笹 井 健 司
〃	稲 垣 昭 義
〃	大 野 秀 郎
委員 (自民・無所属議員団)	野 田 勇 喜 雄
〃	西 場 信 行
委員 (県政みらい)	森 本 繁 史
委員 (日本共産党三重県議団)	真 弓 俊 郎
委員 (公明党)	今 井 智 広
委員 (「憩遙」)	藤 田 正 美

※委員総数：11名

頁・段落	原 案 (新政みえ、日本共産党三重県議団、「 ^{そうぞう} 想造」)	修 正 案		
		自民・無所属議員団	県政みらい	公明党
5 頁 1 段落	<p>県・企業庁がこれまで地域の安全や産業の発展のために担ってきた治水、利水、環境保全といった公益的な機能や、事業者である企業庁の実施してきた森林の環境保全や魚道の運用、三浦湾漁場環境の保全などの地域に貢献する取組が、譲渡後も継続されることが必要である。</p>	<p>県・企業庁がこれまで地域の安全や産業の発展のために担ってきた治水、利水、環境保全といった公益的な機能や、事業者である企業庁の実施してきた農業用水供給に対する支援取組の継続や森林の環境保全、魚道の運用、三浦湾漁場環境の保全などの地域に貢献する取組が、譲渡後も継続されることが必要である。</p>		
5 頁 2 段落	<p>このため、上記4(1)で提言した部局横断的な組織において、県・企業庁が第7回宮川プロジェクト会議で示した別紙「地域貢献等に対する譲渡交渉先との協議状況と県の考え方」(P6~P7)のうち、項目2「治水機能の確保」から項目9「三瀬谷ダム・宮川ダム関連施設」について、譲渡先の企業、関係する市町、団体等と協議、調整を行い、着実に実行されるよう努めること。</p>			<p>このため、県・企業庁が第7回宮川プロジェクト会議で示した別紙「地域貢献等に対する譲渡交渉先との協議状況と県の考え方」(P6~P7)のうち、項目2「治水機能の確保」から項目9「三瀬谷ダム・宮川ダム関連施設」について、議会として県の考え方を尊重するが、上記4(1)で提言した部局横断的な組織において、譲渡先の企業、関係する市町、団体等と協議、調整を行い、着実に実行されるよう努めること。</p>
5 頁 2 段落 と 3 段落間 に挿入			<p>特に、項目4「三瀬谷ダムの工業用水」については、中南勢工業用水建設促進協議会(伊勢市、松阪市、明和町、玉城町、度会町、多気町で構成)において「南伊勢工業用水道事業を廃止し、中南勢地域の工業用水については、代替水源を確保することにより対応するものとする。」という議決がなされたことを議会として尊重する。今後、企業誘致による工業用水の需要が発生した場合は、同協議会及び受水企業の意向を踏まえた上で、最適な給水方法を検討し、適切に対応すること。</p>	
5 頁 3 段落	<p>また、同組織は民間譲渡後も宮川流域の地域づくりや産業振興も含めた幅広い視点から、地域に貢献する様々な取組を、流域関係者とともに進める役割を担っていくこと。</p>		<p>また、上記部局横断的な組織は民間譲渡後も宮川流域の地域づくりや産業振興も含めた幅広い視点から、地域に貢献する様々な取組を流域関係者とともに進める役割を担っていくこと。</p>	

水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のためのプロジェクト会議(宮川プロジェクト会議)

報告書(正副座長案)に対する意見

会派名 自民・無所属議員団

修正意見

頁・行	原 案	修 正 案	理 由
5頁1段落目4行目以下に挿入	実施してきた森林の環境保全	実施してきた <u>農業用水供給に対する支援取組の継続</u> や森林の環境保全	議会において、一定の整理をする必要があると考えるため

提出期限:平成20年9月26日(金)正午まで(期限厳守)をお願いします。

水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のためのプロジェクト会議(宮川プロジェクト会議)

報告書(正副座長案)に対する意見

会派名 県政みらい

修正意見

頁・行	原 案	修 正 案	理 由
5 頁 1 1 行目以下 に挿入		特に、項目4「三瀬谷ダムの工業用水」については、中南勢工業用水建設促進協議会(伊勢市、松阪市、明和町、玉城町、度会町、多気町で構成)において「南伊勢工業用水道事業を廃止し、中南勢地域の工業用水については、代替水源を確保することにより対応するものとする。」という議決がなされたことを議会として尊重する。今後、企業誘致による工業用水の需要が発生した場合は、同協議会及び受水企業の意向を踏まえた上で、最適な給水方法を検討し、適切に対応すること。	「三瀬谷ダムの工業用水確保」については、委員間討議を行っているので、議論の結果を受けて、宮川プロジェクト会議としての考え方を記述すべきである。
5 頁 1 2 行目	また、同組織は	また、上記部局横断的な組織は	修正案で記述した中南勢工業用水建設促進協議会と混同されないように、部局横断的な組織であることを明記する。

提出期限:平成20年9月26日(金)正午まで(期限厳守)をお願いします。

水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のためのプロジェクト会議(宮川プロジェクト会議)

報告書(正副座長案)に対する意見

会派名 公明党

修正意見

頁・行	原 案	修 正 案	理 由
5頁6行 目～11 行目	このため、上記4(1)で提言した部局横断的な組織において、県・企業庁が第7回宮川プロジェクト会議で示した別紙「地域貢献等に対する譲渡交渉先との協議状況と県の考え方」(P6～P7)のうち、項目2「治水機能の確保」から項目9「三瀬谷ダム・宮川ダム関連施設」について、譲渡先の企業、関係する市町、団体等と協議、調整を行い、着実に実行されるよう努めること。	このため、県・企業庁が第7回宮川プロジェクト会議で示した別紙「地域貢献等に対する譲渡交渉先との協議状況と県の考え方」(P6～P7)のうち、項目2「治水機能の確保」から項目9「三瀬谷ダム・宮川ダム関連施設」について、議会として県の考え方を尊重するが、上記4(1)で提言した部局横断的な組織において、譲渡先の企業、関係する市町、団体等と協議、調整を行い、着実に実行されるよう努めること。	県・企業庁が示した「地域貢献等に対する譲渡交渉先との協議状況と県の考え方」について、議会としてどう判断するかの記述が必要である。

提出期限:平成20年9月26日(金)正午まで(期限厳守)をお願いします。

水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題解決のためのプロジェクト会議(宮川プロジェクト会議)

報告書(正副座長案)に対する意見

会派名 新政みえ

修正意見

頁・行	原 案	修 正 案	理 由
5 頁 1 段 落目に 加筆	県・企業庁がこれまで地域の安全や 産業の発展のために担ってきた治水、 利水、環境保全といった公益的な機能や、事業者である企業庁の実施してきた森林の環境保全、魚道の運用、三浦湾漁場環境の保全などの地域に貢献する取組が、譲渡後も継続されることが必要である。	県・企業庁がこれまで地域の安全や 産業の発展のために担ってきた治水、 利水、環境保全といった公益的な機能や、事業者である企業庁の実施してきた森林の環境保全、魚道の運用、三浦湾漁場環境の保全などの地域に貢献する取組が、譲渡後も継続されることが必要である。 <u>とりわけ、流域住民の安全に深くかかわる治水機能の確保について留意されること。</u>	プロジェクト会議で再三指摘された治水についての記述をお願いしたい。

提出期限:平成20年9月26日(金)正午まで(期限厳守)をお願いします。